

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和1年6月6日

中止

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	佐賀県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00357968/index.html

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	佐賀県立学校授業料等徴収条例(昭和23年佐賀県条例第17号)第2条第3項の規定による授業料の免除に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		佐賀県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第9の項 佐賀県立学校授業料等徴収条例(昭和23年佐賀県条例第17号)第2条第3項の規定による授業料の免除に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	佐賀県立学校授業料等徴収条例第2条第3項
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第二条 3 次に掲げる場合であって、教育委員会が経済的負担を軽減する必要があると認めるときは、授業料の全部又は一部を免除することができる。 (1) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下この項において「法」という。)第3条第1項に規定する者が同条第2項第1号又は第2号に該当する場合 (2) 法第4条の認定を受けた者の授業料の額が法第5条第1項の規定により支給される高等学校等就学支援金の額を超える場合
⑦独自利用事務の関連規範		高等学校等就学支援金制度の実施に伴う佐賀県立学校授業料の減免に関する規則 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令